

# 野生動物による農作物被害を防止するため 電気柵の購入費を補助します

野生動物による農作物被害が深刻化しています。被害に遭うと収穫量が減るだけでなく、営農の意欲を大きく削ぐ原因となり、将来的な離農の不安にもつながりかねません。

大切な農作物を守り、安心して営農を続けていただくため、電気柵の購入費用の一部を補助します。



## 対象者

- ・市内に畑（家庭菜園を含む）を所有している方（個人のほか、団体、法人も対象です）
- ・市税に滞納がない方

## 対象経費

電気柵および関連する資材の購入費（導電性防草シートなども対象です）

## 補助額

補助対象経費の1/2（千円未満切り捨て）

**上限：15万円**

### ※次の場合は対象になりません。

- ・補助金の交付決定前に購入した場合（申請時は見積書の写しを添付してください）
- ・電気柵の設置費、既存電気柵の修繕に要する費用
- ・汎用性のある資材のみの申請（バッテリー単体、収納ボックスなど）



## 申請受付期間

令和8年5月1日（金）から

**令和8年10月30日（金）まで**



申請書類は、市ホームページからダウンロードできるほか、農林水産課、農林水産課（若美駐在）に備えています。

<お問い合わせ>

男鹿市農林水産課農業振興班

電話：0185-24-9137



市ホームページ